

平成28年度  
定期監査（第2回）及び  
財政援助団体等監査報告書

大網白里市監査委員

監 第 4 6 4 号  
平成29年3月8日

大 網 白 里 市 長 金坂 昌典 様  
大 網 白 里 市 議 会 議 長 岡田 憲二 様

大網白里市監査委員 大島 有紀子  
同 花澤 房義

平成28年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査の結果  
報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により定期監査及び財政援助  
団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 平成28年度定期監査（第2回）及び財政援助団体等監査報告

### 1. 監査の対象及び説明聴取期日

監 査 対 象 課 等	説明聴取期日	
大網白里市防犯組合（所管課：安全対策課）、大網白里市商工会（所管課：産業振興課）、大網白里市海岸地域の振興を進める会（所管課：産業振興課）、産業振興課	1月	26日
大網白里市遺族会（所管課：社会福祉課）、大網白里市保護司会（所管課：社会福祉課）、監査委員事務局、社会福祉課		27日

### 2. 監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

### 3. 監査の期間

平成29年1月13日から同年2月3日まで

### 4. 監査の方法

定期監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

また、財政援助団体等監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第7項の定めるところにより、補助金が交付目的に沿って適正に活用されているかを主眼とし、財政援助団体等から必要書類の提出を求めるとともに、説明聴取を実施した。

### 5. 監査委員の除斥

花澤房義監査委員については、大網白里市商工会の理事であり、また、大網白里市海岸地域の振興を進める会の会員でもあるため、両団体の財政援助団体等監査の際には、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

### 6. 監査の結果

定期監査については、財務に関する事務の執行はおおむね適正に処理されていた。

また、財政援助団体等監査については、交付目的に沿いおおむね適正に執行されていたが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

## 財政援助団体等監査

### 【大網白里市遺族会（所管課：社会福祉課）】

#### 補助金交付基準を超過した上部団体への負担金について

大網白里市補助金等交付基準（平成27年5月26日施行）によると、「上部団体への負担金や加入組織の会費等にあたる経費には、原則として補助金等を充当できない。ただし、団体等の運営や事業執行において連携が必要な場合には、当該負担金額の2分の1を限度として、補助金等を充当することができるものとする。」としている。

しかしながら、上部団体である千葉県遺族会への負担金として請求のあった56,200円に対し、全額補助金を充て支出していることが見受けられた。補助対象経費の限度を超えていることが明らかな支出額であった28,100円については、返還に向けて必要な措置を講ずること。

#### 補助対象外経費への補助金充当について

遺族会は、数年前から玉ぐし料の支出は補助金から支出しないこととしている。

これは、平成9年4月2日の最高裁判所大法廷判決を受けたものと思料されるが、護国神社春及び秋の大祭、靖国神社みたま祭などの参加に関わる経費（JR交通費、バス内飲物代等）16,050円に対して、従来通り補助金が充てられ支出していることが見受けられた。

上記の支出は、遺族会会員の靖国神社等の行う宗教行事への参加を援助するための支出であり、遺族らによる追悼式への参加とは区別されなければならない。

また、これらの経費は補助金交付の際の補助対象経費とはされておらず、これ以外に用いられていたことが明らかな支出額である16,050円については、返還に向けて必要な措置を講ずること。

#### 補助対象外経費（懇親会費）への補助金充当について

平成27年度千葉県遺族会第3ブロック遺族大会宿泊費として、90,000円（15,000円×6名）に対し、補助金を充て支出されていることが見受けられたため、案内通知を求めたところ、15,000円のうち懇親会に係る経費が7,000円分含まれていることが判明した。

これについては、平成27年度定期監査（第2回）結果報告でも指摘のとおり、「懇親会費の全部若しくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、今後は適正な負担金の支出を行われたい。」としているため、補助対象経費以外に用いられていたことが明らかな支出額であった42,000円（7,000円×6名）については、返還に向けて必要な措置を講ずること。

また、上記の遺族大会に事務局職員2名が随行したところ、職員分も含めて昼食代（6,825円）を支出していることが見受けられた。

これについても、補助金を充当している経費ではないが、平成27年度定期監査（第1回）結果報告でも指摘のとおり、「公務による財政援助団体への職員の随行については、必要性について十分検討され、いやしくも利益供与がないようにその実施について見直しを図られたい。」としているため、今後は十分に注意されたい。

### **各財政援助団体等の補助金交付要綱の策定について（財政課）**

市は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例及び補助金等に関する規則並びに大網白里市補助金等交付基準に基づいて、各財政援助団体等に補助金等を交付する旨の手続きを行っている。

各財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、補助対象経費及び補助割合などを個別に考慮した交付要綱が望ましい。

したがって、可及的すみやかに各財政援助団体等において、補助金交付要綱を策定されたい。